

事務局規程

（目的）

第1条 この事務局規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第35条第1項の規定に基づき、業務の適正かつ効率的な執行を図るため、事務局の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局）

第2条 本会に事務局を置き、事務局に次の課、室及び係を置く。

（1）総務課

総務係

（2）地域福祉課

地域福祉係

（3）生活支援課

生活支援係

（4）コミュニケーション支援室

（職名）

第3条 事務局に事務局長、課に課長、室に室長、係に係長、主任及び係員を置き、必要があるときは、事務局次長、課に課長補佐、室に室長補佐を置くことができる。

2 総務課に係員とは別に衛生管理者を置くことができる。

3 生活支援課に係員とは別に生活支援員を置くことができる。

（分掌事務）

第4条 第2条に規定する課等の分掌事務は、別表のとおりとする。

（分掌事務の決定）

第5条 所管する課等が明らかでない事務については、本会事務局長がそれぞれ当該事務を所管する課等を定めるものとする。

（事務の協力）

第6条 各課等の分担事務が繁忙であるとき、又は重要若しくは特殊な事務については、各課等は、互いに援助し合わなければならない。

（臨時組織の設置）

第7条 本会会長は、臨時又は特殊な事務を処理させるために、第2条に規定する組織のほか、臨時にプロジェクトチーム等の組織を置くことができる。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織、分掌事務に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成25年9月1日施行の事務局規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

総務課	（1）理事会、評議員会、監査及び部会に関する事 （2）定款、諸規程の制定改廃に関する事 （3）事業計画書及び事業報告書に関する事 （4）組織及び企画に関する事 （5）予算、決算に関する事 （6）財産管理及び経理に関する事 （7）職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関する事 （8）法人登記に関する事 （9）広報広聴に関する事 （10）社会福祉大会及び表彰に関する事 （11）会費及び寄附に関する事 （12）渉外に関する事 （13）防災に関する事 （14）庶務全般に関する事 （15）共同募金に関する事 （16）他課等の所管に属さない事務及び前各号に付帯する事務に関する事
地域福祉課	（1）福祉事業の企画、調整、研究に関する事 （2）小地域福祉活動の推進及び支援に関する事 （3）ボランティアに関する事 （4）福祉委員に関する事 （5）福祉教育に関する事 （6）各種相談に関する事 （7）ふくしの保険に関する事 （8）その他前各号に付帯する事務に関する事
生活支援課	（1）権利擁護に関する事 （2）生活福祉資金等貸付に関する事 （3）生活困窮者自立支援に関する事 （4）その他前各号に付帯する事務に関する事
コミュニケーション支援室	（1）コミュニケーション支援に関する事 （2）その他前各号に付帯する事務に関する事